

さいたま市  
デジタルサイネージ  
ガイドライン

Saitama City  
Digital signage  
Guideline

## 目次

<b>1</b>	<b>さいたま市デジタルサイネージガイドラインについて</b> -----	<b>1</b>
1-1	目的 -----	1
1-2	位置付け -----	2
1-3	ガイドラインの活用方法 -----	3
<b>2</b>	<b>デジタルサイネージとは</b> -----	<b>4</b>
2-1	ガイドラインの対象範囲 -----	4
<b>3</b>	<b>市内全域共通のルール</b> -----	<b>6</b>
3-1	光のルール -----	6
3-2	動きのルール -----	9
3-3	音のルール -----	11
3-4	その他のルール -----	12
<b>4</b>	<b>エリア別の基準</b> -----	<b>18</b>
4-1	エリア分けの考え方-----	18
4-2	商業地系エリア -----	19
4-3	工業地系エリア -----	20
4-4	住宅地系エリア -----	21
4-5	田園系エリア -----	22
<b>5</b>	<b>事前相談</b> -----	<b>23</b>
5-1	事前相談 -----	23
	(参考) さいたま市屋外広告物条例第 6 条許可基準 (一部抜粋) -----	26

# 1 さいたま市デジタルサイネージガイドラインについて

## 1-1 目的

近年の技術の進化や社会情勢の変化により、光や動きを活用したデジタルサイネージ等の新たな技術を用いた屋外広告物が街中に見られるようになりました。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において、本市では「埼玉スタジアム 2002」「さいたまスーパーアリーナ」が競技会場となっていることや、トータルコストの低価格化等により、デジタルサイネージは年々増加傾向です。

デジタルサイネージは、情報伝達性に優れ、多様な表現が可能です。という特徴を有していますが、光や動きに加えて音を発するものも多く、「光」「動き」「音」をうまくコントロールしないと、景観阻害要因となり、さらには住環境等に悪影響を及ぼす恐れがあります。



(提供元：名古屋市)

デジタルサイネージに限らず、広告は情報を必要としている人だけでなく、必要としない人に対しても、強制的に大量の情報を与えてしまいます。特に、デジタルサイネージは、見ようとしなくても「光」「動き」「音」を感じ取ってしまうため、情報を必要としない人に対する十分な配慮が求められています。

そこで、本市ではデジタルサイネージの「光」「動き」「音」等の景観誘導を行う手引きとして、「さいたま市デジタルサイネージガイドライン」を定めました。本ガイドラインのルールに基づき景観誘導を行うことで、魅力ある良好なさいたま市の都市景観の形成を目指します。

1-2 位置付け

昭和 24 年、屋外広告物法が制定され、各都市の屋外広告物条例による屋外広告物に関する規制が始まりました。また、平成 16 年の景観法制定により、各都市の景観計画において、良好な景観の形成のための屋外広告物に関する行為の制限を定めることができるようになり、各都市の屋外広告物条例と合わせた規制誘導が可能となりました。さらに、景観法運用指針では、「景観の阻害要因となりうる屋外広告物の規制誘導は、良好な景観の形成に極めて重要である」としており、屋外広告物の規制誘導は、良好な都市景観を考える上で、重要な役割を担っています。

本市では、良好な景観の形成等を目的とした「さいたま市屋外広告物条例」（以下、「条例」という。）を制定し、街並みや住環境等を守るための規制を行っています。また、国土交通省の「公共デジタルサイネージ設置促進」の方針を受けて、平成 29 年度に条例の改正を行い、条例第 7 条第 5 項第 3 号の規定を追加しました。これにより、公益上必要な物件等に表示する広告物で、広告料収入を維持管理費等に充てるもので、周囲の景観に調和した色彩、意匠等に配慮されているものは、禁止地域でも掲出可能となりました。

このような中、条例においては、「光」「動き」「音」に関する規定が示されていないため、新たに景観誘導を行う必要があると考えました。

本ガイドラインは、守るべき「光」「動き」「音」のルールやエリアごとの景観誘導に関する基準を示しています。動画コンテンツ制作やデジタルサイネージの設置の際に活用するものです。条例と併せて景観誘導を行うための指針とします。

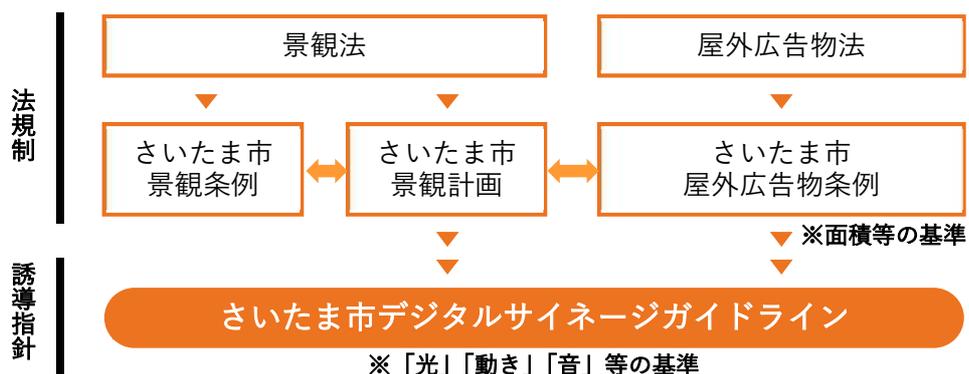


図1 さいたま市デジタルサイネージガイドラインの位置付け

### 1-3 ガイドラインの活用方法

光や動きを活用したデジタルサイネージを設置する場合には、下図のガイドラインの構成・流れに沿って、動画コンテンツの制作やデジタルサイネージの設置等の検討を行ってください。

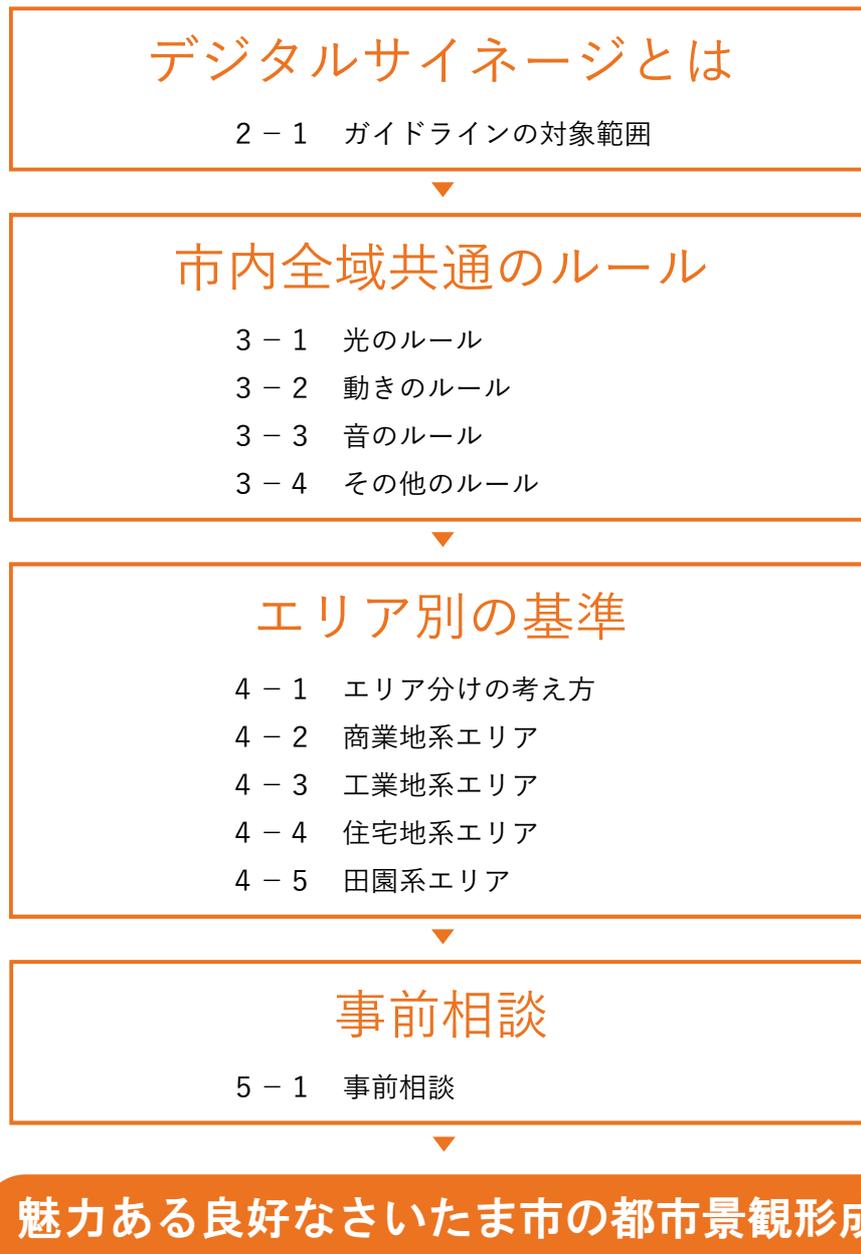


図2 ガイドラインの構成・流れ

## 2 デジタルサイネージとは

### 2-1 ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインの対象範囲であるデジタルサイネージとは、「ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称」<sup>(※1)</sup>を指し、電光掲示板も含むこととします。また、屋外に向けて表示しているデジタルサイネージを対象とします。

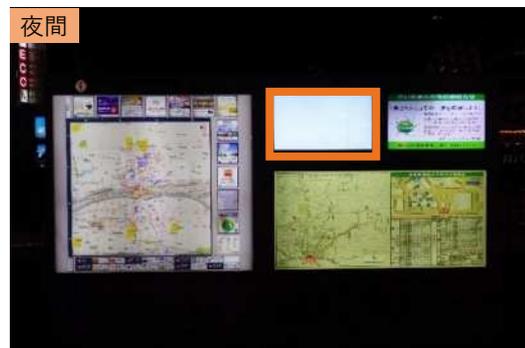
なお、交通安全、防犯、災害対策等の安全性・緊急性等のため、強い光や大きい音などが必要な公共広告物等は除きます。



建築物の壁面を利用している事例



昼間



夜間

独立型の広告板の事例（内照式のもの是对象外）

電光掲示板の事例



※1) 参考：一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム HP  
2019.8.5 時点 <https://digital-signage.jp/about/>

デジタルサイネージの掲出にあたり、行政と地域が連携し、地域独自の景観誘導を行っている場合、本ガイドラインの適用範囲については、協議の上決定します。

### Q1：プロジェクションマッピングは？

A1：プロジェクションマッピングは、常設展示をする場合は対象となりますので、光や動き等のルール、高さ等の基準を守ってください。



出典：国土交通省HP 2019.9.24 時点  
<http://www.mlit.go.jp/common/001229004.pdf>

### Q2：窓の内側から屋外に向けたデジタルサイネージは？ また、大きさのルールはないの？

A2-1：窓の内側等に設置されるデジタルサイネージは、屋外に設置しているものと同様に景観への影響が懸念されます。そのため、対象物は設置場所が屋内・屋外に関わらず、「屋外に向けて表示しているもの」として扱います。

A2-2：屋外に常設されるデジタルサイネージはさいたま市屋外広告物条例が適用されますので、条例に規定されている面積等の基準を守ってください。また、屋内から屋外に向けて表示される場合も、条例に適合する面積等としてください。(pp.26~27 参照)

## 3 市内全域共通のルール

### 3-1 光のルール

光の明るさや色などについて、次のルールを守ってください。

#### ① 明るさ（輝度）を抑える。

屋外のデジタルサイネージは、太陽光の下で見えるように 2,000cd/m<sup>2</sup>以上の高輝度に設定されることが多くなっています。しかし、夜間や日中でも曇りの日などは必要以上に明るく見え、風格ある街並みや落ち着いた住宅地・田園など自然が豊かな場所では非常に目立っています。

日中でも太陽光の下でコンテンツの内容が見える範囲で、明るさを抑えてください。夜間については、「4.エリア別の基準」を守ってください。

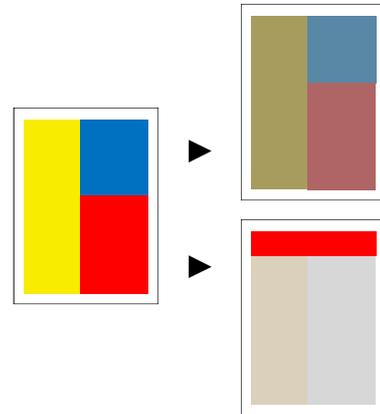
#### ② 反射・映り込み防止フィルム等を活用する。

屋外のデジタルサイネージは、太陽光や周辺の光の強さ・向きによって、反射や映り込みが生じるため画面が見え難いことがあります。反射・映り込み防止フィルム等により、画面を見やすくするとともに、明るさを抑えてください。

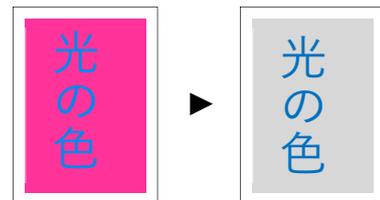
### ③ 色彩に配慮する（派手な高彩度色、地色の白は控える）。

赤・青・黄などの高彩度色（鮮やかな色）は、落ち着いた周辺の景観を阻害したり、人によっては不快感を覚えたりすることがあります。

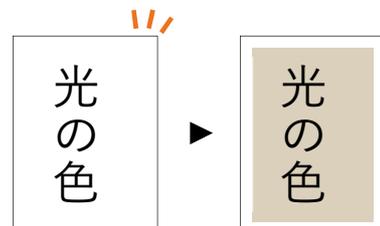
デジタルサイネージは発光していることから、必要以上に高彩度色を使用しなくても明るく見えます。右上のように、低彩度色（落ち着いた色）でまとめたり、右下のように、アクセントカラーとして適所に使ってください。



また、文字やイラスト等の「図」と背景となる「地」の色彩の関係は、明度（明るさ）の適度なコントラストにより視認性や可読性を確保するよう配慮してください。



「地」の色に明度の高い白を使うと輝度が上がって見え難くなるため、明度を抑えてください。「地」の色はライトグレー、オフホワイト又はアイボリー等を使用すると昼夜に関わらず見やすく、落ち着いて見えます。



また、色弱者や高齢者の方だけでなく誰もが見やすくなるように、ユニバーサルデザインに配慮することが大切です。

### Q3：デジタルサイネージの強い光は景観を阻害するの？

A3：光を効果的に使い、良好な景観を形成している一例として照明デザインがあります。右の写真はさいたま新都心地区のもので、このように、間接照明や漏れ光など優しい光を使い、空間全体の景観を意識して光をコントロールすると、良好な景観形成に寄与する光となります。



提供元：近田玲子デザイン事務所

しかし、右の写真のように空間全体を意識せずに、デジタルサイネージが個々に強い光を主張すると、景観を阻害する要因にもなってしまいます。そのため、デジタルサイネージの光はなるべく抑えてください。



### Q4：高いところの光は、景観を阻害するの？

A4：これは、直線距離約 550m、高さ約 80mから撮影されたデジタルサイネージです。高い位置にデジタルサイネージを設置すると、光を遮るものがなく、広範囲に影響を及ぼします。

高い位置へのデジタルサイネージの設置は避けてください。

(詳しくは「4 エリア別の基準」参照)



### 3-2 動きのルール

光の動きや画面の切り替えなどについて、次のルールを守ってください。

#### ① 過度な点滅や激しい動きは避ける。

過度な点滅や激しい動きは、落ち着いた周辺の景観を阻害したり、人によっては不快感を覚えたり、健康を損ねたりすることもあります。

光を過度に点滅させたり、激しく動かしたりしないようにしてください。

#### Q5：過度な点滅は、子どもたちの健康に影響があるの？

A5：1997年にアニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、その中でも特に子どもたちの健康に影響を及ぼす（光感受性発作）という大変な事態が起きました。そこで、1998年に再発防止のための具体的なルールを定めた『アニメーション等の映像手法に関するガイドライン』が策定されました。

デジタルサイネージは不特定多数の人が見ることになるため、次の点について細心の注意を払い、コンテンツの製作に取り組む必要があります。

1. 映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅
2. コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換
3. 規則的なパターン模様の使用

出典：一般社団法人日本民間放送連盟HP 2019.10.16時点  
<https://j-ba.or.jp/category/broadcasting/jba101033>

② 画面はゆっくりと切り替え、動画はゆっくりとした表現にする。

画面は落ち着いて見られるように、ゆっくりと切り替えてください。また、動画はできるだけ静止画に近い、ゆっくりとした表現にしてください。

街並みの中で動きのあるものは、人によってはノイズとして感じられることがあります。車など一定の法則で動いているものよりも、不規則で速い動きはノイズになりやすいと考えられます。多くの人が利用する快適な空間を阻害せず、できるだけ街のノイズとならないように、動きはゆっくりとしたものにしてください。

Q6：効果的に内容を伝えるには、どんな表現方法があるの？

A6-1：画面を分割して使用する場合は、固定して長く表示しておきたい情報（ブランド名等）を静止画（下部）、イメージを伝える表示としてゆっくりとした動画（上部）を活用するなど、それぞれの特徴を生かし効果的に使用するなど工夫してください。



（ブランド名等は固定）

A6-2：表示に動きのあるものは、情報の優先度を整理した上で、伝えたい内容を画面ごとに分割して順に表示することや、見る人の視線を誘導していくようなアニメーション・画面展開など、見る人がスムーズに理解できるよう動きを効果的に活用してください。（最初はアイキャッチでイメージ、次に伝えたい内容、最後に企業名など）



（アイキャッチでイメージ）

（企業名など）

### 3-3 音のルール

音について、次のルールを守ってください。

原則として、音は出さない。

複数の音は雑音になるだけでなく、相互に騒音のレベルを高めることになりかねません。

デジタルサイネージは内容がテレビコマーシャルに準ずるものや、ナレーションによってメッセージを伝えるものもあり、視覚的な要素も加わり表現が刺激的になるため、周辺環境の悪化や人によっては不快感を覚えることがあります。

原則として、音は出さないでください。

商業地系エリアで音を出す場合でも、音量や時間帯を守るようにしてください（4.エリア別の基準参照）。

3-4 その他のルール

① 突出し広告など、通りの進行方向に正対する広告物はなるべく避ける。

建物の壁から少し突き出して設置される突出し広告など、歩行者等の進行方向に正対して設置されている広告物は通りから目立ち、狭い空間では視界を埋め尽くす可能性があります。

特に、デジタルサイネージは個々の光や動きが重なって見え、周辺の景観を阻害したり、人によっては不快感を覚えたり、健康を損ねたりすることもあります。

突出し広告など通りの進行方向に正対するデジタルサイネージは、なるべく設置しないように十分配慮してください。



正対する広告

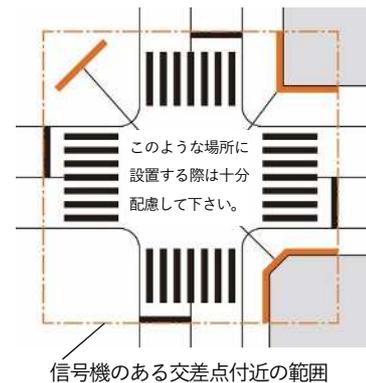
壁面広告

② 信号交差点付近の設置は避け、色や音に配慮する。

交差点は交通の要所で、デジタルサイネージに使われる赤・青・黄などの様々な色や動きは信号機と誤認されやすく、運転者の不注意を招き、交通事故につながる可能性があります。



大きな事故につながらないように、信号機のある交差点付近（停止線までの範囲）では、デジタルサイネージが信号機と誤認されないように、十分配慮してください。



信号機のある交差点付近に設置する場合は、次のことを守ってください。

停止線までの範囲の外側であっても、信号機と誤認される恐れがある場合は、次のことに配慮してください。

交差点付近でなくても信号機の付近や曲がり道（特に急カーブ）に掲出する場合にも、次のことに配慮してください。

- ・ 信号機と誤認されるような赤・青・黄など高彩度色を使用しないでください。
- ・ 信号機より目立たないように、明るさ（輝度）を抑えてください。
- ・ 視覚障害者用信号機の音を障害しないように、音は出さないでください。

### Q7：見やすく、読みやすくするためのコツは？

A 7-1：人が滞留する時間は 0.3 秒前後で、0.3 秒で読むことができる文字数は、日本語で最大 15 文字程度とされています。初めて見る人が十分理解できるだけの情報量に留め、読ませるコンテンツではなく、『視覚的に見せる』ことを意識してください。表示文字数は 15 文字以内におさめるよう配慮してください。初めて見る人でも 2 回読める程度の情報量が望ましいです。

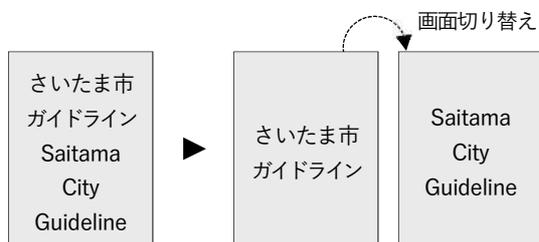
特に、じっくり見ることが可能な印刷広告物と、見る時間が限られるデジタルサイネージでは、広告媒体としての性質が異なるため、性質に応じた情報量としてください。

参考：屋外広告の知識 第四次改訂版 デザイン編集  
株式会社ぎょうせい発行

さいたま市のデジタルサイネージガイドラインでは、文字数は少なく、情報量…

さいたま市ガイドライン

A 7-2：多言語表記に関しては、日本語と英語等の併記は煩雑な印象になるため、別画面で分けるなどしてください。



Q8：印刷広告物と同じ文字の大きさと読みにくいのか？

A8：デジタルサイネージは 72dpi 程度の解像度のものが多く、印刷広告物（200～300dpi）の解像度より低いため、小さな文字はつぶれて見えにくくなります。印刷広告物の文字サイズと距離の関係よりも、文字を大きくすると見やすくなります。

【印刷広告物の2倍の文字高に設定する場合】

- 視点場からの視認距離が 1.5m 程度の近景の場合は、文字高 20mm を目安としてください。
- 2階に設置し、少し離れた位置から見る場合で視認距離が 15m 程度の場合は、文字高 80mm を目安としてください。

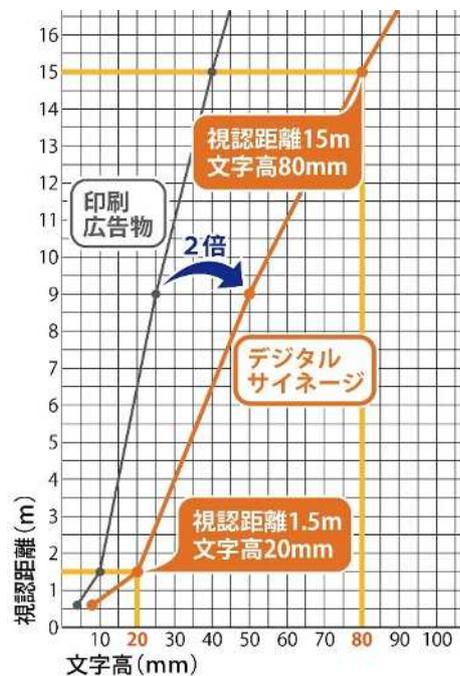
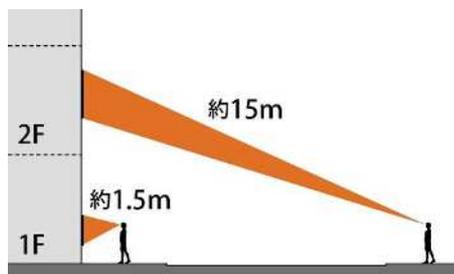


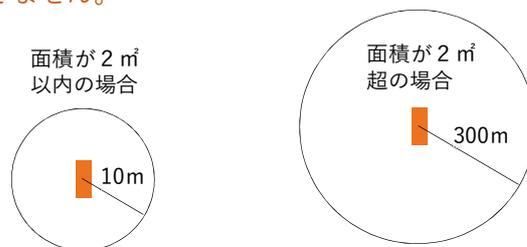
図3 デジタルサイネージにおける文字サイズと距離の目安  
 参考：屋外広告の知識 第四次改訂版 デザイン編  
 株式会社ぎょうせい発行

### Q9：デジタルサイネージは連続して設置するとどうなるの？

A9: デジタルサイネージを連続して設置すると、相乗効果で光の影響が強くなります。2台以上のデジタルサイネージを、連続して設置する場合は、光の強さに十分配慮してください。

(参考)

『京の景観ガイドライン』(京都市)では、デジタルサイネージの大きさによって設置間隔の基準を設けています。面積が2㎡以内の場合は周囲10m以内に、面積2㎡を超える場合は周囲300m以内に、他のデジタルサイネージがある場合は設置することができません。



出典：「京の景観ガイドライン」(京都市)

### Q10：デジタルサイネージはどんな形がいいの？

A10：駅前広場や街なかには、印刷広告物が複数設置されています。そこに、デジタルサイネージを設置する場合は、煩雑な空間とならないように、広告板自体のデザインについて次のことを守ってください。

・主張が強すぎるデザイン（形・色）は避けてください。



・大きさや高さをできるだけ揃えてください。



屋外広告物は道路や広場等の公共的な空間を通行する不特定多数の方が目にする機会があり、特にデジタルサイネージは夜間だけでなく日中においても存在感があります。

「光」「動き」「音」のルール以外にも、人の安全性や視認性等に配慮し、次のルールを守ってください。

### Q11：不快感を与えないコンテンツとは？

A11：良好な景観形成に向けて、通行する不特定多数の方が見たときに、不快感を与えるような表現はやめてください。

- 公序良俗に反するもの
  - ・暴力や反社会的なもの
  - ・風俗的、性的なもの
  - ・法規に抵触する恐れのあるもの
  - ・いじめや人権侵害を想起させるもの
  
- 公衆に不快感や不安を与えるもの
  - ・男女、年齢の別なく不快の念をもたらすもの
  - ・公共の場にふさわしくないと判断するもの

### Q12：高いところに設置されたデジタルサイネージは安全？

A12：デジタルサイネージは有機ELディスプレイ<sup>(※2)</sup>など技術の進歩により、軽量化が進むことが予想されます。しかし、現在多く見られる液晶ディスプレイのデジタルサイネージは、印刷された屋外広告物に比べて重量があるため、下を歩く人は不安を感じることがあります。特に高い位置への設置については安全管理を十分行うようにしてください。

※2) 有機ELディスプレイとは、有機発光ダイオードを用いて発光させるディスプレイのことを指します。液晶に変わる新時代のディスプレイ技術として注目を集めています。

## 4 エリア別の基準

### 4-1 エリア分けの考え方

さいたま市には、駅前や幹線道路沿いにデジタルサイネージが多く設置されていますが、市街化区域と市街化調整区域の境等にも設置されており、周囲の環境によって非常に目立っています。



そこで、本ガイドラインではさいたま市全域を対象とし、駅前などにぎわいや活気が感じられる商業地、大規模な工場や倉庫が集積している工業地、落ち着きや潤いが感じられる住宅地・田園などによって、エリア特性に基づいた基準を示すこととします。

景観計画の区域区分、用途地域や景観特性などから、4つのエリアに分類しました。下表のエリアごとの景観特性などに合わせて、景観誘導に関する基準を設け、pp.19～22に示しています。対象となるエリアの大きさや明るさなどの基準を守り、魅力ある良好なさいたま市の都市景観形成に向けて取り組んでください。

表1 ガイドラインのエリア区分

ガイドラインの エリア区分	備考
商業地系エリア	商業系用途地域が指定されている区域 (商業地域・近隣商業地域)
工業地系エリア	工業系用途地域が指定されている区域 (工業地域・準工業地域・工業専用地域)
住宅地系エリア	住宅系用途地域が指定されている区域 (第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居 専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・ 準住居地域・田園住居地域)
田園系エリア	市街化調整区域

にぎわい  
活気



落ち着き  
潤い

※エリア境付近に設置されたデジタルサイネージについて、別のエリアに向けて表示されたものは、向けられたエリアの基準を適用するものとする。

## 4-2 商業地系エリア

商業地系エリアは、最もにぎわいや活気が感じられる地域です。一方で、情報や刺激が多く、それぞれが主張することで、情報の氾濫や周辺環境の悪化を招くことになりかねません。

昼夜において人が多く集まる地域のため、刺激が強くなり過ぎないように配慮が必要です。



次の基準は最低限守ってください。

また、商業地系エリアでも設置場所の周辺に住宅がある場合、住宅地系エリアの基準を参考にする等周辺住宅へ配慮してください。

### ① 設置高さ：9m（建物の2階相当）以下

設置（上端）の高さは、**9m（建物の2階相当）以下**としてください。

ただし、見通しの良い交差点等は光の及ぶ範囲が広いため、**4.5m（建物の1階相当）以下**としてください。

※ペデストリアンデッキのように歩行者空間が2階以上の部分にある場合等、高さの基準を適用することがふさわしくない場合であって、景観への配慮を十分に行っているものについては、協議の上取り扱いを決定します。

### ② 音：原則、音は出さない。

原則として、**音を出さないように**してください。

特に、視覚障害者用信号機のある交差点付近では、音は出さないようにしてください。

商業地系エリアにおいて音を出す場合でも、**65 デシベル<sup>(※3)</sup>以下かつ10～18時のみ**とします。

### ③ 明るさ：19～5時は、明るさをなるべく抑えてください。

**19～5時**は、商業地系エリアの明るさの基準を **1,000cd/m<sup>2</sup><sup>(※4)</sup>以下**としました。なお、光の影響が大きい時間帯については、季節・天気・周辺の明るさ等により変動があるため、5～19時の間でも周辺状況に応じて輝度を抑えてください。

※3) 60 デシベルは「普通の声」、70 デシベルは「大きな声」と言われており、65 デシベルはその間になります。

※4) プラズマテレビの輝度（明るさ）が、概ね 1,000cd/m<sup>2</sup>です。この数値は「光害対策ガイドライン」障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値を引用。

### 4-3 工業地系エリア

工業地系エリアは、大規模な土地利用や建物が立地している地域です。

特に、夜間は暗く静かな場所もあるため、音の大きさや明るさには十分配慮が必要です。

次の基準は最低限守ってください。

また、工業地系エリアでも設置場所の周辺に住宅がある場合、住宅地系エリアの基準を参考にする等周辺住宅へ配慮してください。



#### ① 設置高さ：4.5m（建物の1階相当）以下

設置（上端）の高さは、**4.5m（建物の1階相当）以下**としてください。

#### ② 音：音は出さない。

**音を出さないように**してください。

#### ③ 明るさ：19～5時は、明るさをなるべく抑えてください。

**19～5時**は、工業地系エリアの明るさの基準を **1,000cd/m<sup>2</sup>（※4）以下**としました。なお、光の影響が大きい時間帯については、季節・天気・周辺の明るさ等により変動があるため、5～19時の間でも周辺状況に応じて輝度を抑えてください。

※4) プラズマテレビの輝度（明るさ）が、概ね 1,000cd/m<sup>2</sup>です。この数値は「光害対策ガイドライン」障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値を引用。

#### 4-4 住宅地系エリア

住宅地系エリアは、緑ある閑静な街並みなど落ち着きや潤いを感じられる地域です。

夜間でも人通りがある場所もあり、音の大きさや明るさには十分配慮が必要です。

次の基準は最低限守ってください。



##### ① 設置高さ：3m（建物の1階相当）以下

設置（上端）の高さは、**3m（建物の1階相当）以下**としてください。

##### ② 音：音は出さない。

**音を出さないように**してください。

##### ③ 明るさ：原則として、19～5時は、発光しないでください。

住宅地系エリアにおいて、**19～5時**も発光する場合は、明るさを **800cd/m<sup>2</sup>（※5）以下**とし、住環境を十分配慮した上で明るさを決定してください。なお、光の影響が大きい時間帯については、季節・天気・周辺の明るさ等により変動があるため、5～19時の間でも周辺状況に応じて輝度を抑えてください。

※5) 800cd/m<sup>2</sup>は、プラズマテレビと液晶テレビの間の輝度（明るさ）になります。この数値は「光害対策ガイドライン」障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値を引用。

#### 4-5 田園系エリア

田園系エリアは、自然豊かで最も静かな地域です。

自然の美しい景観や環境を阻害しないように、音の大きさや明るさには十分配慮が必要です。

次の基準は最低限守ってください。



##### ① 設置高さ：3m（建物の1階相当）以下

設置（上端）の高さは、**3m（建物の1階相当）以下**としてください。

##### ② 音：音は出さない。

**音を出さないように**してください。

##### ③ 明るさ：原則として、19～5時は、発光しないでください。

田園系エリアにおいて、**19～5時**も発光する場合は、明るさを **400cd/m<sup>2</sup>（※6）以下**としてください。なお、光の影響が大きい時間帯については、季節・天気・周辺の明るさ等により変動があるため、5～19時の間でも周辺状況に応じて輝度を抑えてください。

※6) 液晶テレビの輝度（明るさ）が、概ね 300～500cd/m<sup>2</sup>です。この数値は「光害対策ガイドライン」障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値を引用。

## 5 事前相談

### 5-1 事前相談

デジタルサイネージを設置する場合は、許可申請前（相談結果の反映が可能な時期）に事前相談が必要になります。事前相談で共通して伺っている点をチェックシートとしてまとめました。事前相談では、チェックシート（pp.24～25）・映像データ DVD・図面等を提出してください。

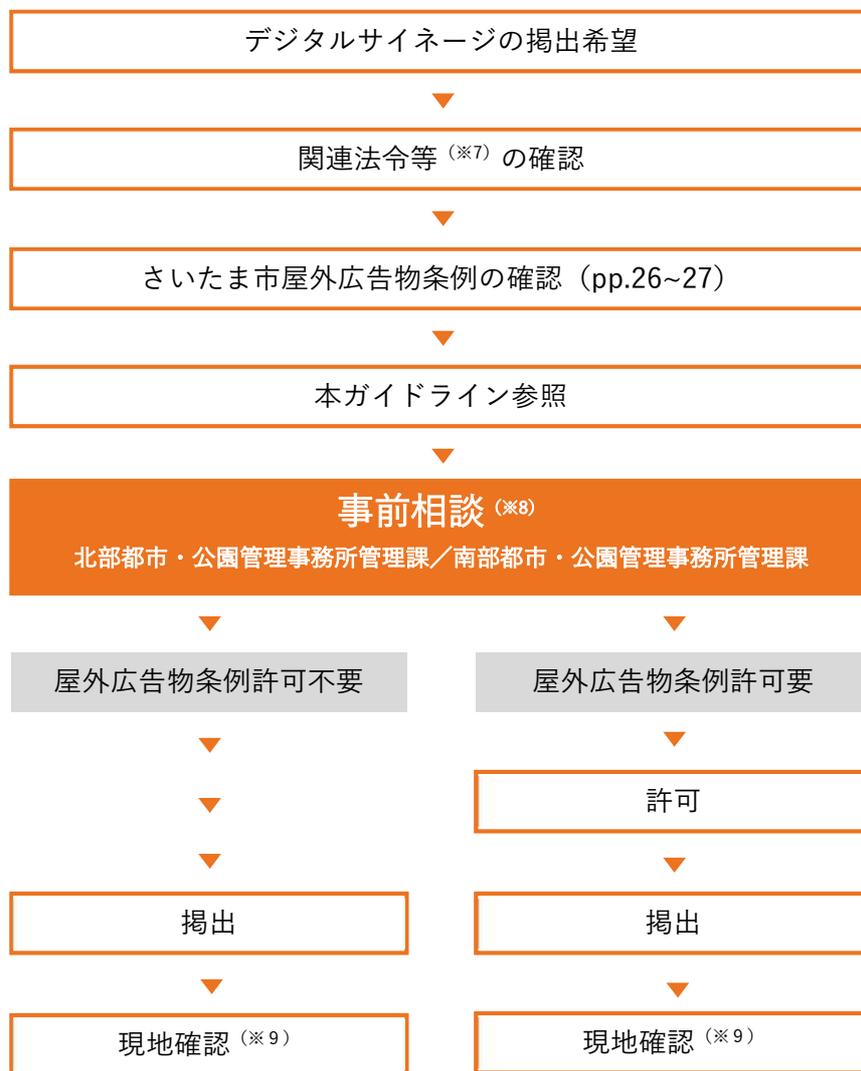


図4 デジタルサイネージ設置に関する手続きの流れ

※7) 道路法・建築基準法・見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針等により、さいたま市屋外広告物条例とは別に確認・手続きが必要な場合があります。

※8) コンテンツを変更する場合、改めてチェックシート・映像データ DVD のご提出をお願いします。

※9) 掲出者の立ち合いをお願いします。

## 5. 事前相談

事前相談時には、チェックシートの作成をお願いしています。

デジタルサイネージ チェックシート (1/2)	
掲出者名 (団体等の名称) :	
掲出者の住所 (団体等の住所) :	
担当者名 :	
電話番号 :	
設置の場所 :	さいたま市 区
<b>a.光や色について</b> <input type="checkbox"/> 明るく派手な高彩度色を多用せず、周囲に配慮していますか。 <input type="checkbox"/> 反射・映り込み防止フィルム等を使用して、明るさを抑える工夫をしていますか。 <input type="checkbox"/> 「地」と「図」の色は適度なコントラストになっていますか。 <input type="checkbox"/> まぶしさを低減するために、地色の工夫をしていますか。	
<b>b.動きについて</b> <input type="checkbox"/> 過度な点滅や激しい動きを避け、動画はゆっくりとした表現となっていますか。 <input type="checkbox"/> 画面はゆっくりと切り替えていますか。	
<b>c.音について</b> <input type="checkbox"/> 音は出していませんか。	
<b>d.その他のルールについて</b> <input type="checkbox"/> 突出し広告など通りの進行方向に正対する広告物となっていませんか。 <input type="checkbox"/> 信号のある交差点付近や曲がり道（特に急カーブ）に掲出する場合は、信号機と誤認されるような色や光を避け、視覚障害者用信号機の音を阻害しないよう配慮していますか。 <input type="checkbox"/> 歩道や駅前広場等の視点場からの見やすさ・読みやすさに配慮した、文字サイズや文字数となっていますか。 <input type="checkbox"/> 複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等となっていますか。 <input type="checkbox"/> 動画コンテンツは公序良俗に反したり、公衆に不快感や不安を与えたりしないように配慮していますか。 <input type="checkbox"/> 高い位置に設置するデジタルサイネージについては、安全管理を十分行っていますか。	

デジタルサイネージ チェックシート (2/2)	
対象エリア名	系エリア
設置の高さ	m (上端)
音	無 / 有                      デシベル
明るさ (19~5 時の最大輝度)	cd/m <sup>2</sup>
対象となるエリアについてチェックをお願いします。	
<p><b>e.商業地系エリアについて</b></p> <p><input type="checkbox"/> 高さは、9m (建物の2階相当) 以下となっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 見通しの良い空間に設置する場合は、高さ 4.5m (建物の1階相当) 以下となっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> ペDESTリアンデッキのように歩行者空間が2階以上の部分にある等、高さの基準を適用することがふさわしくない場合は、景観に十分配慮されていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 音を出す場合は、65 デシベル以下で、10~18 時のみとなっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 音を出す場合は、視覚障害者用信号機のある交差点付近ではありませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> 19~5 時の明るさ (輝度) は 1,000cd/m<sup>2</sup>以下となっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 周辺住宅へ配慮していますか。</p>	
<p><b>f.工業地系エリアについて</b></p> <p><input type="checkbox"/> 高さは、4.5m (建物の1階相当) 以下となっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 音を出していませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> 19~5 時の明るさ (輝度) は 1,000cd/m<sup>2</sup>以下となっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 周辺住宅へ配慮していますか。</p>	
<p><b>g.住宅地系エリアについて</b></p> <p><input type="checkbox"/> 高さは、3m (建物の1階相当) 以下となっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 音は出していませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> 19~5 時は発光していませんか。発光する場合、明るさ (輝度) は 800cd/m<sup>2</sup>以下となっていますか。住環境に配慮した明るさとなっていますか。</p>	
<p><b>h.田園系エリアについて</b></p> <p><input type="checkbox"/> 高さは、3m (建物の1階相当) 以下となっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 音は出していませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> 19~5 時は発光していませんか。発光する場合、明るさ (輝度) は 400cd/m<sup>2</sup>以下となっていますか。</p>	

(参考) さいたま市屋外広告物条例第6条許可基準 (一部抜粋)

デジタルサイネージを掲出する場合は、さいたま市屋外広告物条例の許可基準を守って掲出していただきます。

### ① 建造物利用広告

建造物を利用して出す広告物	屋上利用広告	表示面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の各面に対してその壁面面積の1/10以下、又は総表示面積10㎡以下 (木造建築物の場合は10㎡以下)</li> <li>・ なお、複数の広告物を出す場合は、その合計面積がこの基準以下</li> </ul>
		広告物の上端の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上からの高さが軒高の5/3以下で、かつ4.8m以下。</li> <li>・ ただし、5/3が1.2m未満の場合は1.2m以下 (木造建築物の場合は地上から1.2m以下)</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁面から突き出していないこと</li> <li>・ 新幹線鉄道の路端から500m以内の地域は新幹線鉄道に向けての表示はしないこと (商業地域は除く)</li> </ul>
	壁面利用広告	表示面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の各面に対してその壁面面積の1/5以下</li> <li>・ なお、複数の広告物を出す場合は、その合計面積がこの基準以下</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3階以上の階にある窓や開口部を一部でもふさがないこと</li> <li>・ 新幹線鉄道の路端から500m以内の地域は新幹線鉄道に向けての表示はしないこと (商業地域は除く)</li> </ul>
	広及び屋上並びに壁面併設利用広告		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示面積の合計は、建築物の各面に対してその壁面面積の1/5以下 (自家広告物は除く)</li> <li>・ 屋上利用広告及び壁面利用広告の基準に適合すること</li> </ul>
	突出し広告	広告物の上端の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁面高を超える場合は、突出し幅以下</li> </ul>
		壁面からの突出し幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.2m以下</li> </ul>
		道路上への突出し幅及び広告物の下端の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、道路境界から1m以下、下端の高さは歩道上にあっては路面から2.5m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上</li> </ul>

## ② 建造物から独立した広告物

		広告物 (自家広告物以外)	自家広告物
市街化区域	表示面積	・ 総表示面積は10㎡以下 なお、表裏2面以上に表示する場合は、 各面の面積の合計が10㎡以下	・ 1面の表示面積が30㎡以下で、 総表示面積は60㎡以下
	広告物の 上端の高さ	・ 地上から10m以下	
	その他	・ 道路上に突き出していないこと。 ただし、医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項に規定する地域医療支援病院又は埼玉県知事が指定した災害拠点病院の案内標識であって、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にある場合は、下端の高さが歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上	・ 道路上に突き出していないこと。 ただし、道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、道路境界から1m以下、下端の高さは歩道上にあつては路面から2.5m以上、車道上にあつては路面から4.5m以上
市街化調整区域	表示面積	・ 総表示面積は6㎡以下 なお、表裏2面以上に表示する場合は、 各面の面積の合計が6㎡以下	・ 総表示面積は30㎡以下 なお、表裏2面以上に表示する場合は、 各面の面積の合計が30㎡以下
	広告物の 上端の高さ	・ 地上から10m以下	
	その他	・ 道路上に突き出していないこと。 ただし、医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項に規定する地域医療支援病院又は埼玉県知事が指定した災害拠点病院の案内標識であって、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にある場合は、下端の高さが歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上	・ 道路上に突き出していないこと。 ただし、道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、道路境界から1m以下、下端の高さは歩道上にあつては路面から2.5m以上、車道上にあつては路面から4.5m以上

自家広告物等は、これ以外の基準が適用される場合もありますので、さいたま市屋外広告物条例を確認してください。

版数	日付
初版	令和2年2月
第2版	令和6年3月



さいたま市  
デジタルサイネージ  
ガイドライン

令和6年3月改定



さいたま市

都市局 都市計画部 都市計画課

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL 048-829-1409 FAX 048-829-1979

問い合わせ・事前相談先

【デジタルサイネージの設置場所が、西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の場合】

〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1（大宮区役所内）

都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課 TEL 048-646-3178

【デジタルサイネージの設置場所が、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合】

〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10（中央区役所内）

都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 TEL 048-840-6178